



＼ 東京の大学生のみなさんへ ／

岐阜県内の企業への就職
を目指しませんか？

岐阜県へ就職・移住する大学生を 応援します！

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生に、

- ① 卒業年度の6月1日以降に実施される、
企業の採用活動（選考面接・選考試験）に
参加するための交通費を支援
- ② 令和7年度からは、この交通費支援を受けた学生が
実際に地方に移住する際にかかった引越し費用を支援（※）

本事業は県・市町村が主体となって実施しています。
制度の詳細は裏面をご覧ください。

実際に地方に移り住んで感じた魅力

- 自然も便利もある地方都市での暮らし
- ワークライフバランスの良い職住近接の暮らし
- 親や昔の友達の近くにいる暮らし



※本支援について、上記①は令和6年度予算に基づくもの、上記②は令和7年度予算編成過程において詳細を検討するものであるため、成立した各年度の国の予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

1 実施予定の市町村（※）

※令和6年9月現在。詳細は各市町村にお問い合わせください。

- ・岐阜地域：羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、笠松町
- ・西濃地域：大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町
- ・中濃地域：美濃市、可児市、郡上市、富加町、川辺町、白川町、御嵩町
- ・飛騨圏域：飛騨市、下呂市

2 支給金額等

- ・支給金額：企業が実施する採用活動等に参加するための、東京圏から岐阜までの往復交通費に対して、上限11,000円。
- ・支給回数：1人につき1回

3 支援対象者の要件（以下の全てを満たす必要があります）

（1）移住等に関する要件

① 移住元についての要件

- ・申請時点において、卒業年度の学部生で、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること

② 移住先についての要件

- ・卒業年度の6月1日以降に、企業の採用活動（採用面接・採用試験）に参加し、10月1日以降に、（2）の要件を満たす企業の内定を得ていること
- ・卒業後に当該企業に就職し、県内に移住する意思があること

③ その他の要件事項

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- ・日本人または在留資格を有する外国人であること

（2）就業に関する要件

① 就業先についての要件

- ・勤務地が県内に所在すること
- ・風俗営業者、暴力団等、官公庁等でないこと
- ・親族が経営する法人等でないこと

② 就業条件等についての要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること
- ・当該地域（注）への勤務地限定型社員として採用予定であること

注 移住先市町村からの通勤が可能な地域

4 申請方法

（1）申請先及び方法

- ・2025年の2月末（予定）までに、転入予定の市町村に、郵送で（2）の書類を提出

（2）提出書類（詳細は転入予定の市町村に確認してください。）

- ・写真付き身分証明書の写し
- ・申請書
- ・在学証明書の写し
- ・交通費の領収書の写し
- ・内定先企業による証明書
- ・移住元の住所を確認できる資料
- ・振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

5 留意事項

- ・申請日から1年以内に内定先企業へ就業しない、申請先市町村に転入しないなど県・市町村が定める返還要件に合致する場合は、全額若しくは半額の返還を求める場合があります。